

「川を流域住民（あなた）がとりもどすための全国シンポジウム 徳島宣言

別紙

「川を流域住民（あなた）がとりもどすための全国シンポジウム 意見書

別紙

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム

徳島宣言

「川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム」が、2007年8月11日、12日に、吉野川第十堰の保全を求める住民の意思が表明されている徳島市で開催された。

このシンポジウムは、1997年の河川法改正以来、河川行政に流域住民の意見を反映させてきた試みが急に方向を転じ、再び河川官僚が中央集権的に河川行政を進めることに危機感を覚えた、川を愛する人々が結集して開かれたものである。

シンポジウムでは、以下のことが話し合われ、確認された。

1. 川は、森と海とをつなぎ、豊かな自然環境・生物の多様性を育んできた。人々は、その川から多大な恵みを受けるとともに、災害という川との緊張関係の中に、日々のくつろぎや労働のよろこびを刻み、その記憶を何世代も継承し、川文化を形成してきた。すなわち、川は流域社会のすべての住民にとって共通の財産として大切に保存し維持されるべき重要な社会的共通資本である。
2. 川は住民にとって運命共同体の場である。そこから、川の上下流や左右岸で利害が対立することがあっても、相手の立場を思いやる精神で折り合い点を見つけ解決する、高度な流域自治の思想や文化が育まれてきた。
3. 明治時代以降の近代化と中央集権化の進展の中で住民と川との関係は薄れ、とりわけ高度経済成長時代以降は、川の諸問題はもっぱら治水・利水に限定した河川行政の管理下に置かれ、流域住民自らが川文化の形成に関わることが困難となってきた。
4. しかし、現在でも、流域住民と河川管理者が意欲を持ち、流域の英知を結集できれば、流域それぞれの住民参加型の「真の治水」が可能である。特に改正河川法施行後の淀川水系流域委員会や武庫川流域委員会での長く忍耐強い活動は、どのような規模の川でも、住民参加型で自ら利害を調整する治水が行えることを示唆している。
5. 「真の治水」を実現するには、「地方分権」の理念のもとに、形だけではない真の住民参加による流域単位での河川管理と川を活用・運営する仕組みをつくる必要がある。
6. 人目につきにくい谷や河川敷などへ、廃棄物の不法投棄があとを絶たない。また、河川の改変・分断により、土砂の流下が阻まれ、極端な河床低下や海岸浸食が進み、大切な生態系は荒廃している。こういう河川環境の変化は、地域住民や漁業者でないと分からない場合が多い。大切な水を汚染から守り、川の生物多様性を保全していくためには、地域住民と河川管理者が協働する必要がある。
7. 地球温暖化にともなう海面上昇が危惧されている。海面が上昇すると、河口付近では洪水を流下できなくなり、現在の堤防では対応しきれない事態も予想される。行政はすでにハザードマップを作成し情報提供を行っているが、住民と情報を共有するレベルには至っていない。堤防の補強が完成するまでの自己防衛という観点からも、行政は住民との情報共有の場を作ることが必要である。
8. 現在の河川整備は、膨大な予算をとまなうダムを中心とした治水・利水計画に固執し、非効率な公共投資のために税金の浪費が横行する結果を生んでいる。今後は、ダムのみに頼らない総合的な流域治水を考えて行かなければならない。

以上のことを踏まえ、私たち住民は川への関心が薄れたことを反省し、流域住民として川への関わりをもつことの重要性を再認識した。その関わりの場として、流域住民が自覚と責任をもって「流域委員会」をすべての川で立ち上げ、現在の治水・利水計画を再検討することを求めるとともに、新しい川文化を再構築し、継承していくことを、ここに宣言する。

2007年8月12日

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム 参加者一同

(代表・シンポジウム実行委員会委員長・宇沢弘文)

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム

意見書

現在の治水計画の合理性には疑問が大きい。すなわち、過大な人口増加と水需要を見込んだ無用の治水・利水計画に固執し、土砂の流下が阻まれ、極端な河床低下や海岸浸食が進み、大切な生態系が失われている。そして、森林の生育状況の変化を考慮せず、流出計算から基本高水を設定し、それをダムと河道に振り分けるという手法がとられている。しかし、その基本高水が過大であり、計画を達成するためには膨大な数のダムや巨大な放水路などを造る必要があり、環境、財政の両面から実現が不可能な状況にある。

一方、現実の水害では悲劇を生んでいる。2004年7月13日の新潟豪雨水害で見られたように、上流ダム群の洪水調節には限界があり、河道のいたるところで溢流氾濫し、人家の密集地で高い堤防が一気に破堤し、激流となって家屋を破壊し、逃げる暇もなく高齢者を中心として死者を出した。これは、現状の治水計画では、堤防を超える洪水が来たとき、溢れることを前提としていないために、どこで破堤するか分からず、破堤すると激甚な被害を発生させることを明らかにした。

1997年の改正河川法では、第3条に、伝統的治水工法である水害防備林が「樹林帯」として規定されており、溢れさせない治水から溢れることを前提とした治水への転換が期待された。しかし、改正河川法以来10年が経過したが、治水と環境を同時に満足させる「樹林帯」は、阿武隈川水系荒川や十勝川の一部で指定されただけで、むしろ残されてきた水害防備林が次々と伐採される現状にある。

今後は、基本高水にとらわれることなく、溢れることを前提とした治水を推し進めることが必要不可欠と考える。その場合、地形条件などによって、被害に遭うところと遭わないところがあり、平等を建前とする行政に対して厳しい課題を提起することになる。

しかし、なればこそ、住民参加が意味を持つと考える。流域住民に課題を率直に情報公開し、「意味ある応答」がされる開かれた議論に徹すれば、利害を異にする流域住民同士で、相手の立場や困窮度を理解し、思いやりや地域の連帯の精神をベースに流域住民の自己決定による治水へと発展させることが可能である。この決定方法は、河川技術者の技術者倫理にもかなうものであると確信する。

流域住民の参加による自己決定は、今までの淀川水系流域委員会や武庫川流域委員会で示されたように、改正河川法の中でも実行可能なことであった。しかし、改正河川法に定められた住民参加の枠組みには不完全な部分があるがゆえに、住民が参加する流域委員会が中断され、聞きおくだけの場に変質している。

以上を踏まえ喫緊の課題として、以下の措置を講じることを要求する。

1. 洪水が堤防を溢流しても壊滅的な被害を発生させないために、樹林帯の保全・整備をはかるとともに、溢流しても破堤しない、比較的安価な堤防強化法を開発することを求める。
2. 流域住民参加による「流域自治」の治水をさらに発展させるためには、再度河川法を改正して、河川整備基本方針はむろんのこと、管理・活用運営の基本方針まで流域住民参加で決定するように義務づけること、また、河川管理を都道府県の事務として河川管理の分権化を推進することを求める。
3. 「流域自治」の治水を目指す中で、森林の治水機能を見捨てることはできない。森林の治水機能は、良好な森林では豪雨時でも河川水が濁らないことに見られるように、定性的に明らかであるが、これを数値化していくことが求められている。国土交通省には林野庁や農林水産省と連携し、森林の治水機能を治水計画に積極的に取り組むことを求める。
4. 未完成のものを見直しを含め、ダム計画の検討を合理的、公正に進めるため、政府が今年の4月に導入した戦略的環境アセスメント（SEA）の適切な適用を速やかに行うことを求める。そして、総合的な流域治水計画の合理的、公正な検討のため、総合計画段階でのSEAの適用の推進も求める。
5. 流域住民から大きな疑問を投げかけられている公共事業について、技術者倫理にもとづき、真摯な態度で見直しすることを求める。

2007年8月12日

川を流域住民が取りもどすための全国シンポジウム実行委員会

（委員長・宇沢弘文）